

# 社会福祉法人わかめ福社会

## 役員及び評議員並びに選任解任委員に対する報酬等規則

### (趣旨)

第1条 社会福祉法人わかめ福社会役員及び評議員並びに選任解任委員(以後「役員等」という。)に対して支給する報酬等について必要事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規則でいう役員とは、理事、監事を言う。  
(理事会、評議員会、選任解任委員会の出席報酬)

### (報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、5,000円を支給する。評議員が評議員会に出席したときは、5,000円支給する。また、理事会または評議員会の議案について、理事または評議員が書面又は電磁的記録により、同意の意思を示して決議があったものとみなされた場合にも同様に5,000円支給する。評議員選任・解任委員については無報酬とする。但し、職員を兼務する者は、出勤時間として取り扱う。

### (旅費)

第4条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員が各会に出席した場合、5,000円支給する。

- 2 法人役員が法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたったときは、自家用車での陸路移動において、路程に応じ1キロメートル当り15円の計算で支給する。
- 3 旅費は原則として、業務執行後に支払うこととするが、必要により1ヶ月単位で記録し、その記録表を基に精算することができる。

### (報酬及び旅費の支給日)

第5条 理事会及び評議員会に出席したときの報酬及び旅費は、理事会・評議員会を開催した都度、遅滞なく支払うものとする。また、理事会または評議員会の議案について、理事または評議員が書面又は電磁的記録により、同意の意思を示して決議があったものとみなされた場合にも同様に、遅滞なく支払うものとする。

### (報酬及び旅費の支給方法)

第6条 報酬及び旅費は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

## 附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 12 月 4 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。